

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	学校法人玉木学園
-----	----------

概 要

モデルスクールの概要 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	長崎玉成高等学校	480 名	46 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色 (特別支援教育に関する事項)

平成 21 年度に、発達障害あるいはその可能性があると思われる生徒並びに心因性不登校の生徒の受入れに特化したクラス「普通科共育コース」を設置し、5 年目を迎えている。平成 18 年度から平成 25 年度にかけて、文部科学省や長崎県の委託事業を受託し、特別支援教育に関する研究・実践を行ってきた。

- ・長崎県「長崎私学活性化事業」(平成 18 年度～平成 20 年度)
- ・文部科学省「高等学校における発達障害者支援モデル事業」(平成 21 年度)
- ・文部科学省「特別支援教育総合推進事業」(平成 22 年度)
- ・長崎県「長崎私学魅力アップ事業」(平成 23 年度)
- ・文部科学省「特別支援教育総合推進事業」(平成 24 年度)

※上記の事業の中で、特に重要な取組は教職員の専門性の向上のための校内外における研修体制の充実であった。

校内における支援体制として、教育相談部にスクールカウンセラーを配置し、生徒及びその保護者を含む相談業務を実施している。また、進路支援体制として各種障害者手帳(以下「手帳」という。)を利用した就労の支援を行うため、ハローワーク長崎職業相談第 4 部門、長崎障害者職業センター、長崎県発達障害者支援センターなどの外部関係機関との密な連携・協働を図っている。手帳を所持しない及び手帳利用をしない生徒で、就職を希望するに生徒に対しての支援としては、通常の高卒専用求人の利用となるため、長崎新卒応援ハローワークの本校担当者との情報共有を図っている。

2. 取組の概要

- (1) 校内の基礎的環境整備及び対象生徒に対する合理的配慮の具体策の検討・実施のため、「インクルーシブ教育校内検討委員会」（以下「教育検討委員会」という。）を設置し、年2回開催した。構成員は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、各分掌部長、各科主任、各学年主任、「普通科共育コース」各クラス担任・副担任、合理的配慮協力員である。
- (2) 障害のある生徒の教育的ニーズの一つに、進路に対する不安の解消が挙げられる。その不安を克服し、将来に向けた職業観の醸成を獲得させるためにも、キャリア教育の視点（自己理解の深化と社会理解・職業理解の深化への支援）を踏まえた個別の指導は欠かせない。生徒の教育的ニーズの把握のために、観察法や心理テストなどの各種アセスメントの導入・実施を行った。
 - (ア) 各種アセスメントの導入に伴う職員自主研修会の実施
進路に関する教育的ニーズの実態把握のために共育コース所属の教職員で職業準備性テスト（VRT）、一般職業適性検査（GATB）の実施活用のための自主研修会を実施した。（年間計4回）
 - (イ) 職業準備性テスト（VRT）及び一般職業適性検査（GATB）の実施と活用
進路指導部に所属のキャリア・コンサルタントの資格を持つ教職員が、職業準備性把握のための職業準備性テスト（VRT）と、一般職業適性検査（GATB）を実施し、教科担当者による学習面の客観的評価、担任を含む他の教員による社会面の評価、体力・運動面の評価を併せて職業評価としてまとめ、保護者面談の際に活用した。
- (3) 教職員の専門性の向上を図るため、校内研修の実施及び校外研修への参加の機会を確保した。平成25年度は、インクルーシブ教育システム関連の研修会に4回参加し（教職員延べ36名）、先進校への視察も1回実施した（3名参加）。
- (4) 教職員の専門性の向上のための校内研修環境の整備
 - (ア) 図書室内にインクルーシブ教育関連図書の専門コーナーの設置
 - (イ) 国立特別支援教育総合研究所のビデオ講義システムの視聴環境を整備
 - (ウ) 国立特別支援教育総合研究所の発達障害教育情報センターが発行した研修講座DVDによる独学的研修体制の整備
- (5) 合理的配慮協力員、学習支援員、教科担当者などの日々の観察記録をもとに、担任をはじめとする関係者が随時参集し、ケース会議を開催した。この中で、対象生徒の合理的配慮の内容について協議し、対象生徒にとって効果的な支援方法について情報共有した。
- (6) 外部関係機関との連携・協働の強化
特に3年生の進路指導に際し、ハローワーク長崎、長崎障害者職業センター及びフレッシュワーク長崎との連携を図り、本人・保護者の願いも踏まえながら、個別の進

路支援への協力を得た。

(7) 合理的配慮協力員の配置

合理的配慮協力員として、元中学校校長で、本校の「普通科共育コース」新設時に本校での勤務経験がある者1名を選任・配置し、以下の活動に従事してもらった。

- (ア) 「インクルーシブ教育校内検討委員会」に参加し、専門的な見地から指導・助言を行った。
- (イ) 対象生徒の所属するクラスにおける生徒の観察を実施し、記録をまとめた。学習指導員（既配置）の業務日誌（観察記録日誌）の分析と併せて、授業観察における生徒の教育的ニーズをまとめて業務日誌を作成した。これらの記録を踏まえて、合理的配慮協力員は教員に対して指導・助言を行った。教員は、これらの記録を踏まえて、日々の授業の振り返りや対象生徒の成長過程を確認するために活用した。
- (ウ) 対象生徒の在籍クラスの正副担任、教科担任、その他の教員に「合理的配慮観察カード」を配布し、対象生徒が学習活動の場等において必要とする支援策をまとめ、分析し、合理的配慮の基礎となる観点区分での整理を行った。
- (エ) 各種心理検査・知能学力検査の結果を分析し、教職員へ還元して、合理的配慮の内容に反映させた。
- (オ) 合理的配慮等の支援の事例を収集・分析し、校内の全教職員向け研修の資料を作成し、障害のある生徒への支援方法について周知し、実際の学習活動の場で活用できるようにした。
- (カ) 対象生徒・保護者との面談を実施し、合理的配慮の内容について合意形成を図るとともに、対象生徒・保護者の希望や願いを最大限に反映させ、今後の合理的配慮の実践に生かした。

3. 成果及び課題

【成果】

- (1) 対象生徒の保護者との面談において、担任及び特別支援教育コーディネーターに加え、合理的配慮協力員や本事業担当者も参加し、個別の教育的ニーズに対する支援策について共に考え、合意形成を図るようにした。
- (2) 校内外の様々な研修への参加により、合理的配慮に係る教職員の理解促進を図ったことにより、合意形成に基づく合理的配慮を充実させようとする教職員の意識が高まり、日頃から保護者との情報交換や連携を密にし、対象生徒の発するシグナルを見逃さないように気を配るなど、きめ細やかな指導体制が徐々に確立されつつある。

(3) 全教職員が個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、障害のある生徒に対する合理的配慮の実践に携わることによって、指導方法の改善や授業研究に積極的に取り組むようになった。

今回の事業での経験を踏まえて、障害の有無にかかわらず、誰にとっても分かりやすい、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を心掛けるようになった教員も出てくるなど、学校全体の意識の向上につながった。

(4) 校内検討委員会の設置により、各学科（コース）における、特別な支援が必要と思われる生徒に関する情報共有も図られることとなり、一人一人の生徒のニーズに役立つ支援とは何かを考える契機になった。